

監 査 第 31 号

令和 6 年 9 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之 様

三重県監査委員 伊 藤 隆

三重県監査委員 平 畑 武

三重県監査委員 山 崎 博

三重県監査委員 伊 賀 恵

令和 5 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 26 日付け総務第 07-56 号で審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

第1 審査の概要

三重県監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し、次のとおり令和5年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査を実施した。

1 審査の対象

令和5年度公営企業会計の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の着眼点及び実施内容

知事から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行った。

第2 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していない。

記

【資金不足比率】

会計名	令和5年度	(参考) 経営健全化基準
水道事業会計	－%	20%
工業用水道事業会計	－%	20%
病院事業会計	－%	20%
流域下水道事業会計	－%	20%

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。